

## 第 5 回阿蘇市議会会議録

1. 令和 5 年 9 月 1 日 午前 10 時 00 分 招集
2. 令和 5 年 9 月 15 日 午前 10 時 00 分 開議
3. 令和 5 年 9 月 15 日 午前 11 時 17 分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

### 出席議員

1 番 杉 谷 保 信	2 番 中 川 文 久
3 番 菊 池 勝 秀	4 番 竹 原 真理子
5 番 佐 藤 和 宏	6 番 佐 藤 菊 男
7 番 児 玉 正 孝	8 番 甲 斐 純一郎
9 番 立 石 昭 夫	10 番 竹 原 祐 一
11 番 園 田 浩 文	12 番 市 原 正
13 番 大 倉 幸 也	14 番 湯 浅 正 司
15 番 五 嶋 義 行	16 番 古 木 孝 宏
17 番 谷 崎 利 浩	18 番 菅 敏 徳

### 欠席議員

な し

7. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長 佐 藤 義 興	副 市 長 和 田 一 彦
教 育 長 坂 梨 光 一	総 務 部 長 高 木 洋
市 民 部 長 宮 崎 隆	経 済 部 長 藤 田 浩 司
土 木 部 長 荒 木 仁	教 育 部 長 山 口 貴 生
阿蘇医療センター事務部長 村 山 健 一	代表監査委員 小 野 正 敏
総 務 課 長 和 田 直 也	福 祉 課 長 松 岡 幸 治
農 政 課 長 佐 伯 寛 文	建 設 課 長 中 本 知 己
企画財政課長 廣 瀬 和 英	防 災 情 報 課 長 市 原 修 二
ほ け ん 課 長 小 山 隆 幸	観 光 課 長 秦 美 保 子
住 環 境 課 長 村 上 勇 一	税 務 課 長 上 村 美 博
会計管理者(会計課長) 加 来 隆 浩	教 育 課 長 藤 井 栄 治
監査委員事務局長 加 藤 勇 二 郎	市 民 課 長 森 永 智 保
健康増進課長 山 内 る み	ま ち づ くり 課 長 石 松 昭 信
上下水道課長 竹 原 昭 典	人 権 啓 発 課 長 井 野 秀 一
内 牧 支 所 長 山 中 昭 人	波 野 支 所 長 岩 下 勝 則

農業委員会事務局長 徳 永 稔

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山 本 繁 樹                      議会事務局次長 塚 本 栄 治  
書 記 山 本 悠 未

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 各常任委員長報告

1 総務常任委員会

- ① 議案第 58 号 阿蘇市職員定数条例の一部改正について
- ② 議案第 59 号 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- ③ 議案第 60 号 阿蘇市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- ④ 議案第 62 号 令和 5 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 4 号）について
- ⑤ 議案第 68 号 令和 5 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 2 号）について
- ⑥ 議案第 69 号 令和 5 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第 1 号）について
- ⑦ 議案第 70 号 令和 5 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 2 号）について
- ⑧ 認定第 1 号 令和 4 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑨ 認定第 7 号 令和 4 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑩ 認定第 8 号 令和 4 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑪ 認定第 9 号 令和 4 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑫ 認定第 10 号 令和 4 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑬ 議案第 72 号 共有原野等の寄附について

2 文教厚生常任委員会

- ① 議案第 61 号 阿蘇市農業構造改善センター条例の一部改正について
- ② 議案第 62 号 令和 5 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 4 号）について
- ③ 議案第 65 号 令和 5 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- ④ 議案第 66 号 令和 5 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- ⑤ 議案第 67 号 令和 5 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- ⑥ 認定第 1 号 令和 4 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑦ 認定第 4 号 令和 4 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑧ 認定第 5 号 令和 4 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑨ 認定第 6 号 令和 4 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

⑩ 認定第 12 号 令和 4 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について

### 3 経済建設常任委員会

① 議案第 62 号 令和 5 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 4 号）について

② 議案第 63 号 令和 5 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第 1 号）について

③ 議案第 64 号 令和 5 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

④ 議案第 71 号 令和 5 年度阿蘇市水道事業会計補正予算（第 1 号）について

⑤ 認定第 1 号 令和 4 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について

⑥ 認定第 2 号 令和 4 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について

⑦ 認定第 3 号 令和 4 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

⑧ 認定第 11 号 令和 4 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

## 午前 10 時 00 分 開議

### 1 開議宣告

○議長（菅 敏徳君） おはようございます。

本日の会議は全議員の出席であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

それでは、会期日程等につきまして、これより議会運営委員長が報告いたします。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。

本日、議会運営委員会を午前 9 時半から開催し、一般質問、追加議案などの取扱いについて審議を行いましたので、その結果を報告いたします。

今期、一般質問の通告者は 13 名であります。したがって、一般質問は 9 月 19 日と 20 日の 2 日間とし、1 日目の 19 日は 7 名、2 日目の 20 日は 6 名で行うことを決定いたしました。

次に、追加議案についてです。先日の全員協議会において全議員からの了承を得た、発委第 4 号「阿蘇市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」を本日上程いたしました。取扱いについては、委員会付託を省略、一般質問の最終日、20 日の日程に追加し、提案理由の説明、質疑、討論、採決まで行うことに決定をいたしました。

次に、全員協議会の開催についてです。本日の議会散会後は本議場におきまして全員協議会を開くことにいたしましたので、御出席のほど、よろしくお願ひいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果についての報告を終わります。

○議長（菅 敏徳君） 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、日程に従い、議事を進めます。

## 日程第1 各常任委員長報告

### 1 総務常任委員会

- ① 議案第 58 号 阿蘇市職員定数条例の一部改正について
- ② 議案第 59 号 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- ③ 議案第 60 号 阿蘇市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- ④ 議案第 62 号 令和 5 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 4 号）について
- ⑤ 議案第 68 号 令和 5 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 2 号）について
- ⑥ 議案第 69 号 令和 5 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第 1 号）について
- ⑦ 議案第 70 号 令和 5 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 2 号）について
- ⑧ 認定第 1 号 令和 4 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑨ 認定第 7 号 令和 4 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑩ 認定第 8 号 令和 4 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑪ 認定第 9 号 令和 4 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑫ 認定第 10 号 令和 4 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑬ 議案第 72 号 共有原野等の寄附について

○議長（菅 敏徳君） 日程第1「各常任委員長報告」を行います。

審議の方法は、委員長報告、質疑、討論、採決の順に行いますが、議案第 62 号「令和 5 年度一般会計補正予算」及び認定第 1 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」は、経済建設常任委員長の報告後に行い、これ以外の案件の採決がすべて終了した後に討論、採決を行いますので、お間違ひのないようお願いいたします。

それでは、総務常任委員会に付託をいたしました、議案第 58 号「阿蘇市職員定数条例の一部改正について」他 12 件を議題といたします。

総務常任委員長より、審査の経過及び結果について報告を求めます。

総務常任委員長、園田浩文君。

○総務常任委員長（園田浩文君） おはようございます。総務常任委員会委員長報告を行います。

令和5年第5回定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は、議案8件、認定5件であります。9月6日、午前10時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第58号「阿蘇市職員定数条例の一部改正について」であります。

委員より、「医療体制の充実を図るためにスタッフを20人増やした場合、1人当たりの人件費等、どの程度想定しているのか。」との質疑があり、説明員として出席した阿蘇医療センター事務部長から、「令和4年度決算審査意見書の医業費用の給与費14億2,492万7,550円を踏まえ、割り戻しますと医師も含めて、平均で1人当たり600万円から700万円が想定されます。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第59号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。

総務課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第60号「阿蘇市職員等の旅費に関する条例の一部改正について」であります。

委員より、「既に東京都内等1万2,000円程度で宿泊できる宿は見当たらないと思う、ここでいう特別な事情とはどのようなことを想定しているのか。」との質疑があり、総務課長から、「物価高騰等の中で、宿泊を伴う緊急的な出張等により、規定の額の範囲内で宿泊施設の予約ができない場合や宿泊先が事前に指定されている場合などで既定の宿泊料では不足が生じる場合等を特別な事情として想定しています。財務省令で定める規定には、東京23区、大阪市内などの甲地方が1万2,000円、それ以外の乙地方は1万円と定められ、パック旅行以外は、これに基づき運用することになっており、ただし書きを加えることで、急な出張や宿泊先指定等で、規定以上の宿泊費がかかる場合も対応できるようになっています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第62号「令和5年度阿蘇市一般会計補正予算（第4号）について」であります。

「波野支所」の予算について審査を行いました。

委員より、「波野支所費中の庁舎夜間機械警備業務委託料38万3,000円について、波野保健福祉センター管理費にある夜間機械警備業務委託料26万2,000円と異なる理由は。」との質疑があり、波野支所長から、「警備する施設の面積、また、支所には監視カメラの設置も計画しており、仕様等の違いによるものです。」との答弁がありました。

次に、「企画財政課」の予算について審査を行いました。

委員より、「今後、公共施設の売却や公共施設管理基金の活用など、どのような計画で進めるのか。」との質疑があり、企画財政課長から、「公共施設等につきましては、総合管理計画に沿って、基金も活用しながら、維持更新等を行っていく予定です。なお、所期の目的

を終え、不要となった公共施設については、売却も視野に検討を進めることとしています。」との答弁がありました。

次に、「防災情報課」の予算について審査を行いました。

委員より、「新入団員の訓練等はどのように行っているのか。」との質疑があり、防災情報課長から、「毎年5月に阿蘇中部消防署で、新入団員の1日訓練を開催しており、座学や規律、機械器具等の操作訓練を行っています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第68号「令和5年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第2号）について」、議案第69号「令和5年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第1号）について」、議案第70号「令和5年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第2号）について」を一括議題として審査を行いました。

企画財政課長から補足説明があり、審査を経た結果、議案第68号から議案第70号までは、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第1号「令和4年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

「波野支所」の決算について審査を行いました。

委員より、「福祉バスの運行は、どのように行っているか。」との質疑があり、波野支所長から、「福祉バスの運行は、土日・祝日を除く平日運行で、前日の午後3時までに送迎場所と送迎希望時間等の御予約をいただき、運行調整を行った後、当日の朝、利用者へ運行時間等の連絡を行っています。」との答弁がありました。

次に、「税務課」の決算について審査を行いました。

委員より、「地籍調査の実施に際し、所有者不明等で現地立会いができない場合、筆界をどのように確定するのか。」との質疑があり、地籍係長から、「連絡がつかない所有者については、隣接する土地所有者、現地に詳しい方などに確認し、境界が分かれば、杭を打設し測量を行い、その後20日間の告示を経て、申出等なければ筆界を確定することができる」とした法律に基づき調査を進めています。また、不明な場合はやむを得ず筆界未定としています。」との答弁がありました。

別の委員より、「今後の展開にある、リモートセンシング技術を活用すると立会いは必要なくなるのか。」との質疑があり、税務課長から、「国もデータを積み重ね確認できるのであれば、それも可能であると認めていますが、筆界の確認は所有者に納得いただくことが重要であると考えており、本技術の運用・導入は、他市町村の状況等も踏まえ判断したいと考えています。」との答弁がありました。

次に、「企画財政課」の決算について審査を行いました。

委員より、「阿蘇市コミュニティ交通実証実験については、利用者が少ない結果となった。今後、地域の交通手段を検討するような機会はあるのか。」との質疑があり、企画財政課長から、「現状は交通手段に困っている方が少なく、利用は伸び悩んでいる状況ですが、住民アンケートの結果では、近い将来、公共交通に頼りたい旨の声もお聞きしています。今後、

山田地区の方々と意見交換を行いながら、地域にとって、よりよい交通手段を見いだしたいと考えています。」との答弁がありました。

次に、「総務課」の決算について審査を行いました。

委員より、「損害賠償履行請求事件の弁護士委託料 326 万 3,000 円について、たとえ時間的余裕がなかったとしても、臨時会を開催し議案として上程すべきであったのでは。」との質疑があり、総務部長から、「これまでに様々な御意見をいただいておりますので、今後、予備費で対応すべきなのか、専決処分に対応するのか、臨時会の中で御審議をいただくのか、内部で協議をした上で対応を進めたいと思います。訴状が届き、内容を確認、代理人弁護士の選定、打合せ、そして答弁書作成となるものであります。訴状の内容が分からないまま事前に予算計上することは非常に厳しいこと、答弁書作成までに時間的余裕がなかったこともあり、このような対応をさせていただいたものです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経て討論を行いました。

委員より、「住民訴訟にかかる弁護士費用については、臨時会を開催し、議会の議決を経るべきであったと思うことから、本案には反対します。」との反対討論がありました。

その後、挙手による採決を行った結果、賛成少数で本案は不認定とすべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第 7 号「令和 4 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第 8 号「令和 4 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第 9 号「令和 4 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第 10 号「令和 4 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を一括議題として審査を行いました。

企画財政課長から補足説明があり、審査を経た結果、認定第 7 号から認定第 10 号までは、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 72 号「共有原野等の寄附について」であります。

企画財政課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、総務常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（菅 敏徳君） 以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

17 番議員、谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） 質疑ではないんですけど、4 ページの弁護士委託料「326 万」は「362 万」の間違いではないかと思うんですが、確認後、この場で訂正をお願いしたいんですけど、よろしくお願ひします。

○議長（菅 敏徳君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（園田浩文君） 今、御指摘の「326 万」は「362 万」に訂正をお願いい

たします。大変申し訳ございませんでした。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 62 号「令和 5 年度一般会計補正予算」及び認定第 1 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除き、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 62 号及び認定第 1 号を除き、採決いたします。

まず、議案第 58 号「阿蘇市職員定数条例の一部改正について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 58 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 59 号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 59 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 60 号「阿蘇市職員等の旅費に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 60 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第 68 号「令和 5 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 2 号）について」から議案第 70 号「令和 5 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 2 号）について」までの 3 件を一括して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 68 号から議案第 70 号までの 3 件は、一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 68 号から議案第 70 号までは、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 68 号から議案第 70 号までの 3 件は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。認定第 7 号「令和 4 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第 10 号「令和 4 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」までの 4 件を一括して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。それでは、認定第 7 号から認定第 10 号までを一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。認定第 7 号から認定第 10 号までは、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、認定第 7 号から認定第 10 号までの 4 件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 72 号「共有原野等の寄附について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 72 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

## 2 文教厚生常任委員会

- ① 議案第 61 号 阿蘇市農業構造改善センター条例の一部改正について
- ② 議案第 62 号 令和 5 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 4 号）について
- ③ 議案第 65 号 令和 5 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- ④ 議案第 66 号 令和 5 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- ⑤ 議案第 67 号 令和 5 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- ⑥ 認定第 1 号 令和 4 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑦ 認定第 4 号 令和 4 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑧ 認定第 5 号 令和 4 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑨ 認定第 6 号 令和 4 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

⑩ 認定第 12 号 令和 4 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について

○議長（菅 敏徳君） 続きまして、文教厚生常任委員会に付託をいたしました、議案第 61 号「阿蘇市農業構造改善センター条例の一部改正について」他 9 件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過及び結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、立石昭夫君。

○文教厚生常任委員長（立石昭夫君） おはようございます。文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

令和 5 年第 5 回定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は、議案 5 件、認定 5 件であります。9 月 7 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第 61 号「阿蘇市農業構造改善センター条例の一部改正について」であります。

委員より、「本施設に新たに設置した空調設備の利用料金は、どのように徴収するのか。」との質疑があり、教育課長補佐から、「コインタイマー式のエアコンのため、400 円を入れて 1 時間使用することになります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 62 号「令和 5 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 4 号）について」であります。

「教育課」の予算について審査を行いました。

委員より、「食材費高騰に伴う学校給食材料費等助成金の内容は。」との質疑があり、給食センター所長から、「1 食当たり 40 円の補助となり、1 日当たり阿蘇センターが約 1,900 食、波野センターで約 100 食とした 1 年分を予定しています。」との答弁がありました。

また、委員より、「阿蘇小学校屋内運動場改築工事費 8 億 2,500 万円は、高額であると思われるが。」との質疑があり、学務係長から、「昨今の原材料費、人件費、燃料費の高騰による影響に加え、施設も防災機能を備え、バリアフリーのためのエレベーター設置なども予定していることから、高額となっています。」との答弁があり、加えて教育部長から、「1 日も早い体育館での授業再開を目指し、解体工事が終わり次第、速やかに建築工事に着手できるように設計会社とも協議の上、建設に必要とされる平米単価 50 万円を予算計上したものです。」との答弁がありました。

また、委員より、「一の宮中学校武道場天井の結露について、対応が遅いのではないか。」との質疑があり、係長から、「本武道場の天井は、平成 26 年の建築時、吊り天井構造となっていました。その後の建築基準法の改正に伴い、吊り天井の撤去を行いました。結果、建造物の梁が露出し結露が起り始め、学校では、窓を開け大型扇風機による換気を行うなど対策を行っていましたが、近年の異常な暑さや湿度の高い環境に対応が追いつかなくなったことから、今回、工事費を計上したものです。」との答弁がありました。

次に、「福祉課」の予算について審査を行いました。

委員より、「児童福祉施設予算を、国県支出金から一般財源へ財源変更する理由は。」と

の質疑があり、子育て支援係長から、「一の宮小学校学童施設の屋根改修工事について、国の補助基準を満たさず不採択となったため、国費及び県費を減額し、一般財源に組み替えたものです。」との答弁がありました。

次に、「健康増進課」の予算について審査を行いました。

委員より、「不妊（不育症）治療費助成事業補助金の1人当たりの助成額と申請期間は。」との質疑があり、健康増進課長から、「助成額はそれぞれになりますが、不妊治療のステージによって5万円、10万円と上限額を設定しています。申請期間は、治療が終了して1年間となります。」との答弁がありました。

次に、「市民課」の予算について審査を行いました。

委員より、「戸籍情報正本副本一致確認業務委託は、これから作成される分の確認なのか。」との質疑があり、市民課長から、「阿蘇市の本籍人口数が現在3万8,456人、その方々の戸籍の情報が、法務省センターに送信されたデータと一致しているかの確認になりますので、現在保有している全件の調査になります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第65号「令和5年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第66号「令和5年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」であります。

委員より、「繰越金が約2億9,900万円と、昨年よりも増えている要因は。」との質疑があり、ほけん課長から、「前年度と比較して保険給付費の支出が1億3,000万円ほど減少しており、高齢者のコロナ感染予防による外出控えから、サービス事業所の利用を控えられたことが主な理由であると考えています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第67号「令和5年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第1号「令和4年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

「人権啓発課」の決算について審査を行いました。

委員より、「運動団体への補助金の内訳は。」との質疑があり、人権啓発課長から、「3団体6支部に対して153万円を上限にその実績に応じて補助しています。令和4年度は、自由同和会の阿蘇支部に48万5,000円、一の宮支部に74万7,000円、全日本同和会阿蘇支部に152万2,000円、一の宮支部に153万円となっています。」との答弁がありました。また、委員より、「金額の差は、構成員数の差によるものか。」との質疑があり、課長から、

「コロナの影響で研修会が行われなかったなど、各運動団体の活動内容に違いが出たことが主な理由です。」との答弁がありました。

次に、「ほけん課」の決算について審査を行いました。

委員より、「介護予防体操の動画を作成しているが、市民への貸出しやサロン事業などでの活用の検討は。」との質疑があり、介護保険係長から、「公民館や集会所などでサロンを開催する際に、DVDの再生を希望される場合、無料で配布を予定しています。なお、WebTVアソ阿蘇インターネット放送局においても、動画を公開しています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第4号「令和4年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第5号「令和4年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第6号「令和4年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第12号「令和4年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」であります。

委員より、「診療が週1回のみ科目について、診療日を増やすことはできないか。」との質疑があり、医療センター事務部長から、「派遣いただく医師は来られる日が限られていますが、皮膚科については、今年度は診療日を週2日に増やすなど対応しており、引き続き医師の確保に努めてまいります。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「今後厳しい経営になると思われるが、しっかりと病院の運営に努めてもらいたい。」などの意見がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、文教厚生常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（菅 敏徳君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これより、文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 62 号「令和 5 年度阿蘇市一般会計補正予算」及び認定第 1 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除き、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 62 号及び認定第 1 号を除き、採決いたします。

まず、議案第 61 号「阿蘇市農業構造改善センター条例の一部改正について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 61 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 65 号「令和 5 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 65 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 66 号「令和 5 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 66 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 67 号「令和 5 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 67 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第 4 号「令和 4 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号「令和4年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号「令和4年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第12号「令和4年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、認定第12号は、委員長の報告のとおり認定されました。

### 3 経済建設常任委員会

- ① 議案第62号 令和5年度阿蘇市一般会計補正予算（第4号）について
- ② 議案第63号 令和5年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第1号）について
- ③ 議案第64号 令和5年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- ④ 議案第71号 令和5年度阿蘇市水道事業会計補正予算（第1号）について
- ⑤ 認定第1号 令和4年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑥ 認定第2号 令和4年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑦ 認定第3号 令和4年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

⑧ 認定第 11 号 令和 4 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（菅 敏徳君） 続きまして、経済建設常任委員会に付託をいたしました、議案第 62 号「令和 5 年度阿蘇市一般会計補正予算」他 7 件を議題といたします。

経済建設常任委員長より、審査の経過及び結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長、児玉正孝君。

○経済建設常任委員長（児玉正孝君） おはようございます。経済建設常任委員会委員長報告を行います。

令和 5 年第 5 回定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は、議案 4 件、認定 4 件であります。9 月 8 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第 62 号「令和 5 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 4 号）について」であります。

「建設課」の予算について審査を行いました。

委員より、「汚泥再生処理施設搬入道路拡張工事について、阿蘇広域行政事務組合との経緯などについて説明を。」との質疑があり、建設課長から、「蘇水館の竣工時には、広域農道が整備されておりました。当時は、衛生車などの大型車が離合できないという理由で、黒川堤防沿いも含めて搬入するようにはしておりましたが、今回の広域農道の完成に合わせて、施設から道路拡張整備を進め農道に接続するという工事になります。事業は広域行政事務組合となりますが、本道は市道であるため、依頼された建設課で工事を進めます。なお、費用は広域行政事務組合が全額負担するものです。」との答弁がありました。

次に、「まちづくり課」の予算について審査を行いました。

委員より、「台湾からの観光客は増加しているが、日本語が分からない外国人への対応は。」との質疑があり、まちづくり課長から、「在住外国人にはやさしい日本語教室を無料で実施します。訪日外国人向けには、観光案内板などは日本語と英語の案内となっていますが、看板などに表記している QR コードを読み込むと、中国語（簡体字・繁体字）・韓国語・フランス語にも変換できるようになっています。」との答弁がありました。

次に、「農政課」の予算について審査を行いました。

委員より、「近年アスパラの生産量が増加している理由は。」との質疑があり、農政課長から、「阿蘇地域で約 32 ヘクタールほど作付けがあり、そのうち、市内では約 20 ヘクタールが生産されています。トマトと比較しても軽量で作業負担が軽減できることに加え、収穫の約半分近くが、春先の作業環境がいい時期に集中するという点で、トマトやイチゴなど他品目からアスパラガスへの転換が進んでいる状況です。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 63 号「令和 5 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第 1 号）について」であります。

観光課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決

定いたしました。

続きまして、議案第 64 号「令和 5 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について」であります。

上下水道課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 71 号「令和 5 年度阿蘇市水道事業会計補正予算（第 1 号）について」であります。

上下水道課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第 1 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

「建設課」の決算について審査を行いました。

委員より、「橋梁の長寿命化について、予算額が少ないように思われるが。」との質疑があり、建設課長から、「市への補助金割当てに合わせて橋梁点検を行っていることから、2 橋から 5 橋程度の進捗となっています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「道路新設改良などの補助金は、付きづらいような状況なのか。」との質疑があり、課長から、「道路改良等については全国的に要望も多く、補助金の配分が少ない状況にあります。過疎債などの利用も踏まえ整備を進めたいと考えています。」との答弁がありました。

次に、「農業委員会」の決算について審査を行いました。

委員より、「担い手への農地あっせんの流れは。」との質疑があり、農業委員会事務局長から、「農業委員会が窓口となり、一旦、農業公社が買い取り、その買い取った農地を担い手農家に売却するという流れになります。」との答弁があり、他の委員より、「担い手、買い手が少ないことへの対策は。」との質疑があり、事務局長から、「昨年度、農業委員会で、農業公社に申入れを行い、担い手の軽減を図るべく、あっせん手数料 0.5%を下げただくような要望を行った次第です。」との答弁がありました。

次に、「まちづくり課」の決算について審査を行いました。

委員より、「令和 4 年度のふるさと納税減収の原因と対策は。」との質疑があり、まちづくり課長から、「人気返礼品である『あか牛』は、県下共通返礼品ですが、これまで市内事業者に絞って返礼品を集めていましたので、供給が追いつかないこともありました。今年度からは、市内事業者を優先しながらも、県内事業者からも仕入れて対応します。」との答弁がありました。

次に、「農政課」の決算について審査を行いました。

委員より、「あか牛などの生産量の現状と畜産経営への支援は。」との質疑があり、農政課長から、「大規模畜産農家については施設補助事業を活用した増頭計画が行われておりますが、小規模農家では、畜産経営を断念されたケースもあるようです。また、昨今の飼料価格高騰などにより酪農家への影響も大きく、今後も、価格高騰などに注視しながら、幅広く

国・県の事業を活用して、経営安定につなげてまいります。」との答弁がありました。

また、別の委員から、地域の作業に応じた野焼きボランティアの作業時間延長などの意見がありました。

次に、「観光課」の決算について審査を行いました。

委員より、「観光客の受入体制の強化として、台湾に特化した情報発信の方法は。」との質疑があり、観光課長から、「台湾の方は、フェイスブックによる情報取得が主流となっていることから、台湾の情報発信サイトを活用し、併せて、熊本県や肥後銀行などと連携した営業活動を進めています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第2号「令和4年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

委員より、「二次避難施設の利用が多いということだが、人員等の管理体制はどのような状況か。」との質疑があり、観光課長から、「観光客の増加により、清掃等の業務が十分に対応できていない状況です。今後、スタッフを増員する予定です。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第3号「令和4年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

上下水道課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第11号「令和4年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」であります。

委員より、「有収率の推移、対応等について説明を。」との質疑があり、上下水道課長から、「有収率は、熊本地震以前は78%でありました。被災して60数%まで下落しましたが、段階的に75%程度まで改善しています。今後とも、効果的な漏水調査や管路布設替工事などを適宜進め、有収率の向上に努めます。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、経済建設常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（菅 敏徳君） 以上で、経済建設常任委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。暫時休憩にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） それでは、暫時休憩をいたします。11時5分より再開いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（菅 敏徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、経済建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 62 号「令和 5 年度阿蘇市一般会計補正予算」及び認定第 1 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除き、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 62 号及び認定第 1 号を除き、採決いたします。

まず、議案第 63 号「令和 5 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 63 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 64 号「令和 5 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 64 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 71 号「令和 5 年度阿蘇市水道事業会計補正予算（第 1 号）について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 71 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第 2 号「令和 4 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、認定第 2 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号「令和4年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第11号「令和4年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、認定第11号は、委員長の報告のとおり認定されました。

以上で、議案第62号及び認定第1号を除くすべての案件について採決が終わりました。

これより、一般会計予算の採決を行います。

まず、議案第62号「令和5年度阿蘇市一般会計補正予算（第4号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第62号について採決いたします。

本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は可決です。議案第62号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

最後に、認定第1号「令和4年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。討論はありませんか。

10番議員、竹原祐一君。

○10番（竹原祐一君） 10番、竹原です。私は、令和4年度決算認定については反対の立場で討論に参加します。

まずは、同和団体支援金428万円の中止を求めます。同時に、財政調整基金2億円の積立で、物価高騰の中、市民生活、基幹産業である農業者が困窮する中で住民、農業者のために予算を使うべきだと思ひまして、反対をいたします。

○議長（菅 敏徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番議員、佐藤菊男君。

○6番（佐藤菊男君） 6番議員、佐藤菊男です。認定第1号、令和4年度阿蘇市一般会計

歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

令和4年度も前年度から続いております新型コロナウイルス感染症の全国的なまん延により、本市の財政運営に未曾有の厳しさがある中で、令和3年9月に策定されました「第2次阿蘇市総合計画（後期基本計画）」に基づき、誰もが安心して暮らせる生活環境と安定した地域経済の回復に必要な災害からの復旧・復興・発展に関するという計画に沿って各事業の見直しや財源確保を念頭に努力され、一般会計の令和4年度実質収支額は14億2,304万2,000円、単年度収支としまして8,855万8,000円の黒字決算となっていますことに、市長、副市長をはじめ、職員の皆様方の御努力に敬意を表したいと思います。

令和4年度の決算審査意見書の中の審査結果には、審査に付した各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、関係諸帳簿、その他証書類と照査した結果、決算は計数的に正確であり、また予算の執行及び出納に関する事務の処理は適正に処理されているものと認められたとあります。以上のように、令和4年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の状況全般について適正かつ効率的に執行されていることから賛成をいたします。

以上、認定第1号議案に対する賛成討論といたします。

○議長（菅 敏徳君） 他に討論はありませんか。

17番議員、谷崎利浩君。

○17番（谷崎利浩君） 17番、谷崎です。決算に反対の立場から3項目について述べます。

まず、決算書77ページの顧問委託料52万8,000円が承認できません。住民訴訟において3年間の流れを知っていて、訴状に対しては回答を短期間に行わないといけなことを知っておられる顧問弁護士が、知っておられながら議案上程に間に合わないと言われ、ぎりぎりのタイミング、4月27日に弁護を断ったということは非常に無責任な対応であると思います。普通の依頼人ならば激怒する行為であると言えます。速やかに顧問弁護士をお断りし、弁護費用の362万円の穴埋めとすべきであったと考えます。3月1日から2か月の間に準備していれば、4月25日に訴状が届いても議会に間に合わせる事ができたと思います。

第2点、次に弁護士委託料362万円を承認しません。阿蘇市は、今まで裁判において顧問弁護士で対応し、何度も負けて、多額の賠償金を払ってきました。しかし、なぜ顧問弁護士がいるにもかかわらず、2名も弁護士を雇うのか。市民団体側の弁護士も1人と聞いております。市側も1人で十分だと考えます。

3番目、さらにこれらの案件は議会の議決を得ていません。時間がなくても専決をした後に承認を取ることにもできるのに、しておりません。予備費は、予見しがたい予算の不足の対応であり、3か月前に報道され、分かっていたことなので、今回の訴訟は該当しないと考えます。それら予算審議の手続を得ず、予備費から流用を行ったことは、議会軽視であり、背後の市民の軽視であると考えますので、承認できません。

以上、3項目から令和4年度決算には反対いたします。

○議長（菅 敏徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11 番議員、園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） 11 番、園田です。認定第 1 号、令和 4 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をいたします。

今、谷崎議員も言われました予備費とは、予算外の支出または予算超過の支出に充てるため、用途を特定しないで計上する目的外予算で、議会の議決を必要とせず、長の権限で執行できるものであります。さらに、これまでも市が被告となった訴訟や人事委員会への不服申立てなどの案件においても、専決処分や臨時議会開催などを経て予備費流用により訴訟等への対応を行っている事実があります。

このように、私は、適正に執行され、一定の成果を上げている令和 4 年度の阿蘇市一般会計歳入歳出決算を評価し、賛成討論といたします。

○議長（菅 敏徳君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、認定第 1 号について採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は不認定、文教厚生及び経済建設常任委員長の報告は認定であります。したがって、原案について採決します。認定第 1 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菅 敏徳君） 御着席ください。

起立少数です。したがって、認定第 1 号は、不認定とされました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

この後、11 時半から全員協議会を開催します。本会議場にて全員協議会を行いますので、よろしく願いいたします。

午前 11 時 17 分 散会